

概要仕様書

1. 業務名

沖縄市潮乃森地区のビーチ活用実施業務委託(令和 8 年度)

2. 目的

本業務は、令和 8 年度に予定している潮乃森地区のビーチ(以下、「ビーチ」という。)の使用に向けた手続きを行い、ビーチの開設をする。開設後は、利用者が安全かつ快適に過ごせるよう、管理運営を行う。ビーチ開放期間中には、砂浜を活用したイベントコンテンツを取り入れ、将来の本格運用に向けた可能性を引き出すとともに、市民や県民に早期利用の機会を提供する。

また、東部海浜開発事業の目的である「ロングビーチを活かしたまちづくり」に向け、市民、県民、企業等に PR し、広く事業の魅力を伝えるなどビーチの管理運営を通して、機運醸成につなげるものとする。

3. 履行期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 1 月 29 日まで

4. 履行場所

沖縄市潮乃森地区(以下、「本地区」という。)

※ビーチの詳細な場所については「別紙1」を参照すること。

5. 基本事項

本業務の実施にあたり、「表1:基本情報及び実施条件」を参考とし、ビーチの運営を行う。国及び県の工事の影響により変更となる可能性があるため、その場合は協議を行い、変更を行うものとする。

ビーチにおいては、インフラ関係が整備されていないことから、各施設においては基本的に仮設対応(リース)となるため、「表2:基本施設」を原則として設置し、運営を行う。なお、設置施設については、イベント開催時(以下、「イベント時」という)において、過不足のないよう必要施設を充足するものとする。ただし、業務の実施期間中に施設不足や数量過剰となる場合は、発注者と協議を行い適宜対応するものとする。また、事前に市の備品について確認を行い、活用し、その間の管理も行うこと。

表 1. 基本情報及び実施条件

| 項目 | 条件 | | 備考 |
|--------|---|---------------|---|
| 日時 | 【開催日(予定)】 令和 8 年 8 月 15 日(土)、16 日(日) 【予備日(予定)】 令和 8 年 8 月 22 日(土)、23 日(日) 【平日のビーチ活用】 上記開催日(予定)の前後 5 日間 ※予備日に開催となる場合はその前後 5 日間とする | | 8:00~18:00 の時間内での実施を提案すること。 ゲート施錠 22:00 予定 |
| 入場料 | 無料 | | |
| 施設利用料 | 無料 | | |
| 遊泳時間 | 9:00~17:00(8.0 時間) | | 日没状況により変更あり |
| 来場者想定 | 2,000 人/日 | | |
| 利用者の往来 | シャトルバス 受注者が確保した場所⇔潮乃森 | | 関係者以外の車両乗り入れは禁止 |
| アクセス | (島外)県道 20 号線⇔仮設橋梁⇔ ⇔(島内)工事用車両道路⇔ビーチ | | |
| インフラ関係 | 臨港道路 | 工事用道路を使用 | 関係者駐車場は、県との協議による ※「別紙 1」参照 |
| | 上水道 | あり(仮設水道管の利用可) | |
| | 下水道 | なし | |
| | 電気 | なし | |

※来場者数の算出例

条件:シャトルバス 2 台使用。バス 1 台当たり 50 人。8:30~18:30 で 30 分に 1 回の運行。
 2 台×50 人×20 回=2,000 人

表2. 基本施設

| No. | 機能 | 施設名称 | 単位 | 数量 | 機能・仕様等 | 備考 |
|-----|------|------------------|----------------|-------|--|------|
| 1 | 管理 | 仮設テント① | 張 | 2 | 事務局用、スタッフ休憩所用 | リース費 |
| 2 | 利便 | 仮設テント② | 張 | 2 | 更衣室(一般用) | リース費 |
| 3 | 利便 | 仮設テント③ | 張 | 1 | 更衣室(バリアフリー) | リース費 |
| 4 | 利便 | 仮設テント④ | 張 | 16 | シャトルバス停留所 | リース費 |
| 5 | 利便 | 仮設テント⑤ | m ² | 740 | 来場者・休憩用 | リース費 |
| 6 | 利便 | 仮設テント⑥ | 張 | 2 | 身障者・休憩用 | リース費 |
| 7 | 利便 | 仮設テント⑦ | 張 | 2 | 市PR、推進協 | リース費 |
| 8 | 利便 | 仮設テント⑧ | 張 | 2 | 身障者・休憩用 | リース費 |
| 9 | 管理 | 仮設救護・休憩室 | 台 | 2 | クーラー付車両 | リース費 |
| 10 | 利便 | 仮設トイレ① | 基 | 6 | 洋式 | リース費 |
| 11 | 利便 | 仮設トイレ② | 基 | 1 | バリアフリー | リース費 |
| 12 | 利便 | 仮設シャワー① | 基 | 2 | シャワー(一般用) | リース費 |
| 13 | 利便 | 仮設シャワー② | 基 | 1 | シャワー(バリアフリー) | リース費 |
| 14 | 安全対策 | モビマット | m | 50 | 車椅子対応※足りない場合リース費等で準備すること | 市備品 |
| 15 | 安全対策 | 立入禁止フェンス | m | 130 | | リース費 |
| 16 | 安全対策 | 海洋生物侵入防止ネット | m | 220 | | 市備品 |
| 17 | 安全対策 | 注意喚起等案内標識 | 箇所 | 10 | シャトルバスの案内、利用上の注意事項、遊泳区域、危険生物の注意喚起、避難場所案内 | リース費 |
| 18 | 安全対策 | 備品等(開設届申請に必要な用具) | 式 | 1 | 救命浮輪、ロープ、救命ボート、ライフジャケット等 | 市備品 |
| 19 | 安全対策 | シャトルバス | 台 | 4(8) | 運転手等含む。 ※臨時駐車場 2 か所を 4 台運行とし、退場者が多くなる午後3時以降は 2 か所を 8 台で運行を想定。 | リース費 |
| 20 | 安全対策 | 仮設日除け | m ² | 2,000 | 津波一時避難場所へ設置 | リース費 |

※ 市備品一覧「別紙 2」参照

- ※ 機能を満たす施設配置をするものとするが、予算の範囲内で工夫した施設提案や数量等の変更も可能とする。ただし、来場者のサービス低下とならないようにするものとする。
- ※ 安全対策に関する備品について、沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例及び施行規則に基づき、必要な備品等を備えること。

6. 業務概要

業務概要については、「表3:業務概要一覧」を参照すること。

表3. 業務概要一覧

| No. | 業務概要 | 数量 | 単位 | 備考 |
|-----|----------------------------|----|----|------------|
| (1) | 計画準備及び運営計画の作成 | 1 | 式 | |
| | 1) 実施計画書の作成 | | | |
| | 2) 施設案及び配置計画案の作成 | | | |
| | 3) シャトルバス運行計画の作成 | | | |
| | 4) 人員配置計画の作成 | | | |
| | 5) 地震・津波発生時の避難マニュアルの作成 | | | |
| | 6) 避難訓練実施要項の作成 | | | |
| (2) | 海水浴場開設手続き等 | 1 | 式 | |
| (3) | 海水浴場の管理運営(監視等) | 1 | 式 | |
| | 1) 準備及び運営 | | | 基本施設の配置 |
| | 2) ビーチ使用に関する広報 | | | |
| | 3) 開場及び閉鎖 | | | |
| | 4) 警備及び誘導 | | | |
| | 5) 監視及び救助業務 | | | |
| | 6) 緊急時の対応(急病人や怪我人の対応) | | | |
| | 7) 災害発生時及び発生前の対応(地震・津波や台風) | | | 津波避難訓練の実施 |
| | 8) 管理運営状況の記録 | | | |
| | 9) 撤去・片付け | | | |
| | 10) 仮設水道管の管理及び水道使用料の支払い | | | |
| | 11) その他 | | | |
| (4) | 各種コンテンツの実施 | 1 | 式 | |
| | 1) 海開きセレモニー | | | 1日開催 |
| | 2) マリンアクティビティの実施 | | | 2日開催 |
| | 3) 砂浜を活用したイベントコンテンツの実施 | | | 2日開催 |
| | 4) 平日のビーチ活用 | | | イベント前後の5日間 |
| (5) | アンケート調査・集計 | 1 | 式 | |
| (6) | 環境配慮 | 1 | 式 | |

7. 業務内容

(1) 計画準備及び運営計画の作成

1) 実施計画書の作成

受注者は、本業務の実施にあたり、業務の目的、内容及び履行期間を十分に踏まえたうえで、業務全体の実施方法及び手順等を定めた実施計画書を作成し、発注者と協議の上決定するものとする。

2) 施設案及び配置計画案の作成

「表2:基本施設」の設置を基本とし、必要に応じて追加・変更を行い、施設案及び配置計画案を作成することとする。なお、リース品を使用する場合は、仕様内容が確認できる資料を提出するものとする。

3) シャトルバス運行計画案の作成

想定来場者数及び利用状況を踏まえた運行計画を作成し、バスの運行本数、運行間隔等を適切に設定するとともに、駐車場の確保及び関係事業者との調整を行うものとする。

4) 人員配置計画の作成

来場者の安全確保及び円滑な運営のため、必要な人員配置計画を作成し、「表4:配置人員」の配置人員以上を確保するものとするものとする。これにより、救助活動の遅延やサービス低下を招かない体制を構築するものとする。

表 4. 配置人員(土日イベントの参考)

| | 業務従事者 | 配置人員 | 役割 |
|---|--------------------|----------|------------------------|
| 1 | 運営スタッフ | 10 名以上/日 | 仮設トイレ清掃・備品補充/シャトルバス受付等 |
| 2 | 陸上監視員 | 5 名以上/日 | 陸上監視/立入禁止区域の監視 |
| 3 | 水難救助員 (ライフガード等) | 5 名以上/日 | 海難救助/海上監視対応 |
| 4 | 警備員 | 12 名以上/日 | ゲート管理/シャトルバス誘導 |
| 5 | 看護師 | 2 名以上/日 | 緊急対応/応急処置(熱中症・脱水症等) |

※平日のビーチ活用については、団体利用者の安全管理に係る人員配置とする。

5) 地震・津波発生時の避難マニュアルの作成

「観光客・旅行者に対する地震・津波危機管理マニュアル ビーチリゾート編 平成 25 年 3 月改訂(沖縄県)」を参考に、地震及び津波の発生時に備えた避難マニュアルを作成するものとし、災害時における役割分担、避難誘導方法等を明確にすることとする。

6) 避難訓練実施要項の作成

作成した避難マニュアルに基づき、関係者が適切に対応できるよう避難訓練の実施要項を作成し、

訓練を通じて課題の把握及び改善を図るものとする。

(2) 海水浴場開設手続き等

受注者は、海水浴場の開設に必要な各種手続きを行い、円滑な開設に努めるものとする。主な手続きは以下の通りとし、発注者と十分に協議の上実施するものとする。

- ① 県に対する本地区の使用許可に関する資料作成
- ② 「沖縄県水難事故防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例」関係手続き
- ③ シャトルバスの運行や駐車場確保等に関する調整手続き
- ④ その他申請が必要なもの

(3) 海水浴場の管理運営(監視等)

受注者は、ビーチ使用期間中において、来場者の安全確保及び快適な利用環境の提供を目的として適切な管理運営を行うものとする。

1) 準備及び運営

- ① 開設前には、施設の設置、除草、ごみ処理、砂浜整備等を行い、利用環境を整備することとする。
- ② 施設はユニバーサルデザインに配慮し、誰もが安全に利用できるものとする。
- ③ 遊泳区域には海洋生物侵入防止ネットを設置し、関係マニュアルに基づき適切に管理するものとする。

2) ビーチ使用に関する広報

- ① 広報については、SNS 等を活用し、海水浴場の開設及びイベント情報を広く周知するとともに、利用者が遵守すべきルールを分かりやすく提示するものとする。
- ② ポスターを電子媒体で作成し、既存の潮乃森の SNS(Instagram、Facebook、YouTube)を活用した広報を行う。

3) 開場及び閉鎖

- ① 本地区は、ゲートにより一般利用者の出入りを制限していることから、海浜浴場の開場時及び閉鎖時においてはゲートの管理をする必要があるため、発注者と協議の上、ゲート施錠管理を行う。
- ② 海浜浴場の開場前においては、仮施設等の準備を行い、利用者のサービス向上に努め、閉鎖後には本地区の工事に影響のないよう片付けを行うものとする。

4) 警備及び誘導

- ① シャトルバスの運行を踏まえた動線管理を行い、来場者と車両の接触防止に努めるとともに、工事車両との安全確保を図るものとする。
- ② 警備業務については関係法令を遵守して実施すること。

5) 監視及び救助

- ① 陸域及び海域の双方において適切な人員を配置し、有資格者を含む体制により安全確保を図るものとする。
- ② 定期的な巡視を実施し、事故防止に努めるとともに、熱中症や体調不良者への対応、障がいのある利用者への配慮を行うものとする。
- ③ 水難救助員については、日本赤十字社または公安委員会が行う水難救助技術等の講習を受けた

者またはその他発注者が認める者(OMUSB 水難救助員 資格認定者等)とする。

6) 緊急時の対応

- ① 迅速な応急処置及び医療機関との連携を図るとともに、AED の設置や対応マニュアルの整備により、適切な救護体制を確保することとする。

7) 災害発生時及び発生前の対応(地震・津波や台風対応)

- ① 避難マニュアルに基づき来場者の安全確保を最優先とし、必要に応じて利用中止の判断を行うものとする。
- ② 台風等の発生時には事前対策及び事後点検を実施し、危険要因の除去を徹底することとする。

8) 管理運営状況の記録

運営状況については以下事項を記録し、今後の運営に資する基礎資料として報告するものとする。

- 気象状況(天気、気温、水温、風速、波高 等)
- 来場者数
- コンテンツ参加者数
- 事故等の対応状況
- 出店状況(出店者、出店内容、収支)
- 看板、仮設施設の状況
- SNS アクセス数
- その他課題等

9) 撤去・片付け

- ① イベント期間終了後は、設置した施設を撤去し、現況復旧を行うこと。
- ② 会場のごみ及び産業廃棄物は回収し、受注者の負担により適正に処理すること。

10) 仮設水道管の管理及び水道使用料の支払い

- ① 仮設水道管に関して、水道管管理者の沖縄県及び本市上下水道局と水道管の使用や水道使用料を支払うことについて調整すること。水道使用料金は本業務委託費の対象とする。

11) その他

- ① 受託者は、レクリエーション保険について、再委託を含め自己の責任において加入するものとし、当該保険の内容が確認できる資料を添付のうえ、発注者に報告すること。なお、保険の内容には、熱中症危険補償特約等を付帯するものとする。
- ② イベント内容又は会場設置物の状況に応じて、追加の保険加入の必要性が高いと判断される場合は、発注者と協議の上、必要な保険に加入するものとする。その際についても、保険内容が確認できる資料を添付し、発注者に報告すること。

(4)各種イベントコンテンツの実施

1) 海開きセレモニー

ア) 企画・調整・運営

受注者は、海開きセレモニーの実施にあたり、以下の業務を行うものとする。

1. 招待者対応

- ① 発注者と協議の上、招待者リストを作成すること。
- ② 招待状の作成及び発送を行うこと。
- ③ 出欠確認及び管理を適切に行うこと。

2. 式典準備

- ① 式次第、進行シナリオ及び客席配置図を作成すること。

3. 運営体制の構築

- ① 開会式の進行(司会)及び運営計画を作成すること。
- ② 必要な人員を配置すること。
- ③ 来賓受付及び会場案内については、発注者と調整の上実施すること。

4. マニュアル整備

- ① 進行台本及び運営・行動マニュアルを作成すること。
- ② 関係者間で共有し、役割分担を明確化すること。

2) マリンアクティビティの実施

- ① 多くの市民及び県民が参加可能な海水浴を実施すること。
- ② 以下のいずれかのアクティビティを実施すること。
 - ドラゴンボート
 - バナナボート
- ③ ボートの設置数は3台とすること。
- ④ その他提案によるマリンアクティビティの実施を妨げるものではないが、本業務委託費から支
出しないこと。

3) 砂浜を活用したコンテンツの実施

ア) 企画・調整・運営

1.砂浜活用コンテンツを企画提案すること。

2.飲食ブース等の設置(設置する場合)

- ① 出店者は必要な営業許可を取得している者に限ること。
- ② 出店受付時に許可取得状況を確認すること。
- ③ 酒類の提供は可能とする。
- ④ 給水、電気、ガス等は出店者が用意すること。
- ⑤ 火気使用及び車両乗入れについては、工事現場であることを踏まえ制限事項を周知すること。

3.費用負担

- ① 場所は無償提供とする。

② 当該コンテンツに係る費用については本業務委託費から支出しないこと。

4.調整業務

① 必要に応じて関係者との連絡調整を行うこと。調整に係る費用については本業務委託費の対象とする。

4) 平日のビーチ活用

土日イベントの前後にあたる平日 5 日間について、貸し切りバスを活用し、工事に支障が生じない範囲で団体を受け入れる実証的な取り組みを行う。ただし、平日は国および県による工事が進められているため、事前の協議により実施可否に関する最終的な決定を行う。

ア) 企画・調整・運営

1. 企画提案について

- ① 団体受入れに関する企画提案をすること。
- ② 1日1団体(50名以下)を目安とする。
- ③ 原則、砂浜活用をするものとし、海水浴は実施しない。
- ④ ビーチイベントで設置する仮設は使用可能とする。

2. 費用負担について

- ① 場所は無償提供とする。
- ② 参加者の来場はバスによるものとし、その費用は本業務から支出しないこと。

3. 調整業務について

① 必要に応じて関係者との連絡調整を行うこと。調整に係る費用については本業務委託費の対象とする。

(5) アンケート調査・集計

1. ビーチ使用が次年度以降継続することを見据え、来場者へアンケート調査を実施する。
2. アンケート内容は下記とする。また、アンケート調査実施後、集計した内容を基に検証・考察を行うものとする。

- ① 来場者の属性(市県民、観光客、家族等)
- ② 認知度(事業内容、潮乃森名称・由来等)
- ③ 導入施設やイベントコンテンツの要望(誘客効果等)
- ④ その他自由意見

(6) 環境配慮への取組

1. 本業務の実施にあたり、環境保全及びCO₂排出削減に配慮すること。
2. 受注者は、実施可能な環境配慮施策を1項目以上実施するものとする。
3. 実施内容(例)

以下は例であり、これに限らない。

- ① カーボンオフセットの実施
- ② プラスチック使用削減の取組
- ③ 廃棄物削減(分別・リサイクル推進)
- ④ 海洋環境保全に関する啓発活動
- ⑤ 生物多様性に配慮した運営

4.実施した環境配慮施策については、CO2 排出削減量を可能な限り定量的に算定し、報告すること。

5.カーボンオフセットを実施する場合は、関係ガイドライン等を参考に適切に実施すること。

(7)報告書作成

業務内容(1)～(6)の実施結果等を踏まえ、報告書を取りまとめること。

(8)打合せ協議

業務を適正かつ円滑に実施するため、業務着手時・中間(2 回)・完了時の計 4 回を行うことを原則とするが、業務の進捗状況等を踏まえ、必要な場合は適宜行うものとする。

8. 成果品

成果品は以下のとおりとする。

- ① 業務報告書 2部(A4 版)
- ② 精算根拠書類(請求書、領収書、明細書等) 1 式
- ③ 電子データ(docx/PDF) 1 式

9. 一般事項

(1) 計画・調整

本業務の実施にあたっては、資料を準備した上で発注者及び関係者と調整を行う。また、調整後は議事録等の資料を作成し、発注者に報告する。

(2) 提出書類

発注者に提出する書類は、原則として以下のとおりとする。

| No. | 提出書類 | 部 数 | 提出期限 | 備考 |
|-----|------|-----|---------------|----|
| 1 | 着手届 | 1 | 契約締結日から 7 日以内 | |
| 2 | 担当者届 | 1 | // | |

| | | | | |
|----|----------------|---|-------------------|-------------------------------|
| 3 | 業務経験証明書 | 1 | // | |
| 4 | 工程表 | 1 | // | |
| 5 | 実施計画書 | 1 | 作成次第提出。適宜、更新すること。 | |
| 6 | 再委託関係書類 | 1 | 適宜 | 再委託する場合 |
| 7 | 打合せ記録簿 | 1 | 打合せ後3日以内 | 保険加入書や申請手続き書類等を含む |
| 8 | 完成届 | 1 | 委託業務完了時 | |
| 9 | 引渡書・納品書 | 1 | 完了検査合格後 | 成果物(検査書類)に補修がある場合には、対応後に提出する。 |
| 10 | 請求書 | 1 | 引渡し後 | |
| 11 | その他、発注者が指示する書類 | 1 | | 監視記録、日報、勤務管理等 |

※ 市の様式がある場合には、所定の様式で書類を提出する。

※ 市の様式がない場合には、発注者と協議の上、決定する。

(3) 再委託について

受託者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により発注者の承諾を得なければならない。また、緊急その他やむを得ない事情があると発注者が認めるときは、業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせることができる。この場合において、当該委託者に対する書面による承諾は、事後によることができる。

10.関係団体等

本業務を実施するにあたり、参考として主な関係団体を下記の通り示す。

(1) 官公庁

(ア)内閣府 沖縄総合事務局(那覇港湾・空港整備事務所)

(イ)沖縄県 港湾課

(ウ)沖縄県 中部土木事務所(中城湾港建設現場事務所)

(2) 地域団体等

(ア)沖縄市東部海浜開発推進協議会

(イ)沖縄市東部自治会連絡会

- (ウ)泡瀬復興期成会
- (エ)特定非営利活動法人バリアフリーネットワーク会議
- (オ)その他関係する団体等

11. 関係法令等

本業務にあたっては、業務仕様書のほか、次の関係法令等を準拠して実施すること。

- (1) 災害対策基本法
- (2) 港湾法
- (3) 港則法
- (4) 旅行業法
- (5) 警備業法
- (6) 食品衛生法
- (7) 沖縄県水難事故防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例
- (8) 沖縄県水難事故防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例施行規則
- (9) 新型インフルエンザ等対策特別措置法
- (10) その他関係法令等

12. 参考資料等

本業務にあたっては、下記の参考資料を基に実施すること。

- (1) ハブクラゲ侵入防止ネット管理マニュアル
- (2) 会議・イベントにおけるカーボン・オフセットの取組のための手引き(Ver.1.0)
- (3) イベントにおける環境配慮ガイドライン
- (4) その他発注者から提供される資料(過年度報告書等)

13. 留意事項

(1) 総括責任者の配置

受託者は、イベント時において、総括責任者を配置すること。総括責任者は、委託業務全般における総括的な業務を行い、全業務従事者の管理・監督を行うものとする。また、総括責任者が対応できない際においては、代理責任者を配置することもできるものとする。

(2) 打合せ協議

業務の実施に関しては、受託者と発注者と協議の上、業務実施計画を策定し、業務を実施する組織体制と併せて提出することとする。また、打合せの形態については、対面形式を基本とするがWEB会議も可能とする。

(3) 第三者への損害等

受託者が本業務を実施するにあたり生じた諸事故や第三者に与えた損害等については、受託者が一切の責任を負うとともに、発注者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、発注者の指示に従うものとする。

(4) 効率的な業務実施

受託者は、常に発注者と密接に連携を図り、発注者の意図について熟知の上、作業に着手し、効率的な業務の実施に努めなければならない。

(5) 借用物の取扱い

受託者が本市の所有する書籍や報告書類等を借り受け、これを紛失又は破損した場合、受託者の責任においてこれを修繕、若しくは補償することとする。

(6) 守秘義務

本業務を通じて知り得た情報について、受託者は守秘義務を負うこととし、発注者の許可なく使用することのないように、適切に管理すること。

(7) 個人情報の取扱い

受託者が、本業務に関して個人情報を取り扱う事務を行う場合には、「個人情報保護法」を遵守し、計画書に個人情報保護に関する取扱いを記載することとする。

(8) 成果品の検査

本業務は、成果品の検査合格をもって完了すること。ただし、業務完了後に成果品の誤謬があった場合は、受託者において修正または再作業を行うこと。

(9) 著作権及び帰属

本業務の実施により生じた著作物等に関するすべての著作権は、本市に帰属するものとし、本業務の成果物は、著作権等の権利関係処理を済ませた上で納品すること。また、それらに関する紛争等が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとする。

(10) 疑義及び協議

業務仕様書に定められてない事項や業務内容に疑義を生じた場合、並びに、業務上重要事項の選定については、あらかじめ発注者と協議を行い、その指示又は承認を受けること。

14. 企画提案項目

本業務における企画提案は、下記の項目を明記すること。

(1) 実施方針

(2) 実施工程

(3) 海水浴場の管理運営(監視等)

- (ア) 効果的な事業 PR の方法
- (イ) ユニバーサルデザインに関する提案
- (ウ) 避難訓練に関する具体的内容 (方法、準備、対象者等)
- (エ) 荒天時(台風・雷等)における具体的な対応(ハード面・ソフト面等)
- (オ) 来場者の安全管理 (水難事故防止に関する対策)

(4) 各種イベントコンテンツの実施

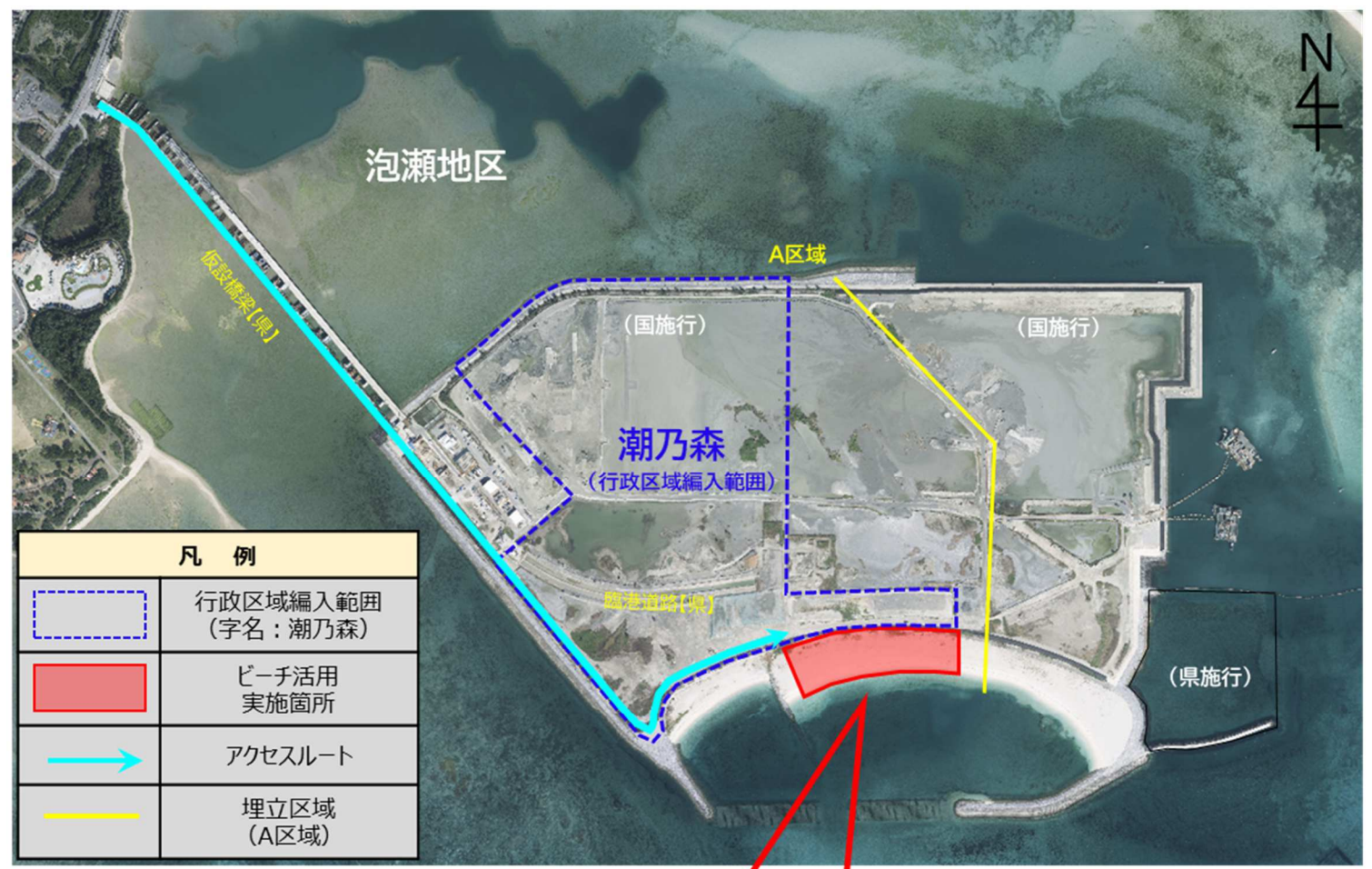
- (ア) 砂浜を活用したイベントコンテンツの企画運営に関する提案
- (イ) 平日のビーチ活用

(5) 環境配慮への取組み

- (ア) 環境保全への取組みに関する提案

【位置図】

場所：沖縄市潮乃森地内



別紙 2

備品一覧

| No. | 写真 | 名称 | 仕様・品番 | 数量 | 金額(税別) | 購入業者 |
|-----|---|------------------------|--------------------------|----|------------|---|
| 1 |  | 海洋危険生物侵入防止ネット | 全長220m | 1 | ¥3,699,600 | 沖縄市潮乃森地区ビーチ運営共同企業体 代表者：沖縄文化イノベーション株式会社 |
| 2 |  | モビマット | 幅1,53m 長さ25m | 2 | ¥860,000 | 沖縄市潮乃森地区ビーチ運営共同企業体 代表者：沖縄文化イノベーション株式会社 |
| 3 |  | 20フィートドライコンテナ | 20ft 再生品 | 2 | ¥1,044,000 | 沖縄市潮乃森地区ビーチ運営共同企業体 代表者：沖縄文化イノベーション株式会社 |
| 4 |  | 2ドア冷蔵庫 | 139リットル | 1 | ¥32,800 | 沖縄市潮乃森地区ビーチ運営共同企業体 代表者：沖縄文化イノベーション株式会社 |
| 5 |  | 監視台 | アルミ組立式 TWA-180/TWS-HY | 3 | ¥146,300 | 沖縄市潮乃森地区ビーチ運営共同企業体 代表者：沖縄文化イノベーション株式会社 |
| 6 |  | carson双眼鏡 | 8×42 3G/EDシリーズ | 1 | ¥48,000 | 沖縄市潮乃森地区ビーチ運営共同企業体 代表者：沖縄文化イノベーション株式会社 |
| 7 |  | トーンエイト拡声器 | B-2414 | 2 | ¥19,380 | 沖縄市潮乃森地区ビーチ運営共同企業体 代表者：沖縄文化イノベーション株式会社 |
| 8 |  | 救命ボード ガーディングボードL | TQ-1002 | 2 | ¥121,500 | 沖縄市潮乃森地区ビーチ運営共同企業体 代表者：沖縄文化イノベーション株式会社 |
| 9 |  | 救命チューブ ウォーターバックチューブ | TWT-1250 | 4 | ¥29,500 | 沖縄市潮乃森地区ビーチ運営共同企業体 代表者：沖縄文化イノベーション株式会社 |